

工事書類の更なる簡素化について

～工事書類の3割を簡素化～

1 経過

- 建設部発注工事における工事書類の作成は、「工事しゅん工書類作成等に係る運用」により、平成 27 年 1 月 1 日以降の入札公告から「工事関係書類一覧表」により書類を定め、平成 28 年 3 月 10 日から正式に運用しているところです。
- 令和 2 年 10 月 1 日以降契約案件については、「地域を支える建設業検討会議」における議論や国土交通省、他都道府県の実況等を踏まえ、受注者の書類作成の省力化・効率化を目的に、書類の簡素化（試行）を実施、令和 3 年 4 月より本格的に施行しました。
（施工計画書記載内容の簡素化、工事記録等の作成、段階確認の写真提出の廃止 等）
- 若手入職者の減少と高齢者の離職による建設産業の従事者減少といった課題を踏まえ、更なる簡素化について検討してきたところです。

2 簡素化の概要

- 法令等で『提出』等を定めていない書類は、監督員等が確認し、検査対象外とする
【簡素化 22 書類（簡素化率 3 割）】
※書類数は「提出」「報告（書面）」「提示」の重複を除く
 ※うち 4 書類は令和 2、3 年度に簡素化済み
- 検査時に**不要な書類を添付した場合は成績評定で評価しない**

従来、発注者として、受注者の法令等遵守・履行状況を確認するために、提出・報告（書面）・提示を求めてきた書類については、今後、監督員等が段階ごと確認（プロセスチェックシート活用）するなどの対応とし、法令等（建設業法、リサイクル法、標準約款等）で定められている書類以外は原則提出・報告（書面）・提示を不要とし、検査書類の対象外とします。あわせて、成績評定での評価などを目的に、検査時に不要な書類を添付した場合は、評価しないこととし、働き方改革に資する書類作成の適正化を図ります。

今後は、法令の動向を注視していくほか、国・県・市町村への提出書類様式が統一され、書類作成者の負担軽減につながる『標準化』、ならびに今後構築予定の電子納品保管管理システムを活用した『電子化』に引き続き取り組めます。

単位：書類数

	受注者作成書類 ^{※1}				(参考) 検査対象
	提出	報告(書面)	提示	書類数 ^{※2,3}	
作成数	52	4	14	67	60
うち簡素化数 ^{※3}	13	1	6	22	13
率 ^{※4}	25%	25%	42.9%	32.8%	21.7%

※1 発注者作成書類を含めると 75 書類

※2 「提出」「報告（書面）」「提示」の重複を除く

※3 令和 2 年度、令和 3 年度に簡素化した 4 書類（提出）を含む

※4 「提出」「報告（書面）」「提示」すべての作業計（70）に対する簡素化計（20）の率：28.9%

3 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日以降に起工起案する案件より適用

ただし、契約済みの案件についても、適用に支障が無い場合は、受発注者協議の上で適用可